

## 第2章 鉱区禁止地域の指定

本制度が施行された昭和26年1月から平成21年度末までに指定した鉱区禁止地域は、242地域、総面積670,808ヘクタールとなっている。これらの地域を主な指定理由別に見ると、ダム及び貯水池・水源の保全を理由とするものが161地域と最も多い。なお、指定を解除したものはない（図2-2-1、表2-2-1、付録3（137ページ）参照）。

平成21年度に公害等調整委員会に係属した事件は2件であり、いずれも22年度に繰り越された（表2-2-2）。

図2-2-1 鉱区禁止地域指定箇所



（資料）公害等調整委員会事務局

表 2 - 2 - 1 主な指定理由別鉱区禁止地域指定状況

(平成22年 3月31日現在)

| 主な指定理由            | 指定地域数 | 年次別内訳(年度) |       |       |        |      |       |
|-------------------|-------|-----------|-------|-------|--------|------|-------|
|                   |       | 昭和26~35   | 36~45 | 46~55 | 平成56~2 | 3~12 | 13~21 |
| 1 ダム及び貯水池・水源の保全   | 161   | 29        | 43    | 54    | 27     | 4    | 4     |
| 2 温泉源の保護          | 32    | 28        | 4     | 0     | 0      | 0    | 0     |
| 3 風致・景観の保護        | 22    | 13        | 8     | 1     | 0      | 0    | 0     |
| 4 農業用水施設(ため池等)の保全 | 9     | 5         | 0     | 0     | 0      | 4    | 0     |
| 5 歴史的風土の保存        | 7     | 5         | 0     | 0     | 1      | 0    | 1     |
| 6 トンネル(鉄道施設等)の保全  | 4     | 2         | 0     | 2     | 0      | 0    | 0     |
| 7 その他の保全          | 7     | 5         | 0     | 0     | 2      | 0    | 0     |
| 合計                | 242   | 87        | 55    | 57    | 30     | 8    | 5     |

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2 - 2 - 2 平成21年度に公害等調整委員会に係属した鉱区禁止地域の指定請求事件一覧

(平成22年 3月31日現在)

| 事件名                             | 受付年月日     | 請求者    | 所在地 | 請求面積(ha)  | 請求理由                                       | 処理状況 | 指定鉱物名 | 指定面積(ha) |
|---------------------------------|-----------|--------|-----|-----------|--|------|-------|----------|
| 亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求事件 | 平成20.3.28 | 三重県知事  | 三重県 | 11,560.42 | 自然的景観及び歴史・文化的景観の保全、森林の水源確保等                | 審議中  |       |          |
| 大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件              | 21.7.21   | 国土交通大臣 | 沖縄県 | 451.86    | 洪水調節、流水の正常な機能の維持及び新規利水の確保のためのダム及び貯水池・水源の保全 | 審議中  |       |          |

(資料) 公害等調整委員会事務局

## 第1節 係属中の鉱区禁止地域の指定請求事件

平成21年度に係属した鉱区禁止地域指定請求事件は、次のとおりである。

### 1 亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域関係鉱区禁止地域指定請求事件

(平成20年(シ)第1号事件)

#### (1) 請求の概要

平成20年3月28日、三重県知事から、鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、11,560.42ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定するよう請求があった。

その請求の要旨は次のとおりである。

ア 請求地域は、三重県亀山市の西部に位置する鈴鹿山脈及び布引山地の森林地域並びに亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を含むその周辺地域である。

イ 請求地域のうち、森林地域は、鈴鹿川水系及び中ノ川水系の最上流地域で、そのほぼ全域が亀山市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域及び砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地に指定されているほか、多くが森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されており、水源のかん養、国土の保全等を図る上で重要な地域である。

また、国指定天然記念物で絶滅危惧種であるネコギギなど、貴重な稀少野生動植物の生息・生育の場が存在する。

さらに、鈴鹿国定公園区域の一部、坂本棚田、鈴鹿峠の峠道、石水溪、羽黒山等多くの景勝地が含まれるほか、その山並みは、優れた景観を形成している。

ウ 旧東海道宿場町の姿を今に色濃く残し、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている関宿の町並み及びその周辺地域は、その貴重な歴史的、文化的景観を未来に継承すべき地域である。

エ 請求地域の地形及び地質は、その東縁に一志断層が存在し、主に新生代第四紀以降にその西側が隆起して鈴鹿山脈が形成されたと考えられており、相対的に鉱物の存在の可能性が高い花崗岩類の基盤地質となっている。

オ 請求地域において鉱物の掘採が行われるならば、水源の確保に支障を生じ、土砂流出災害の発生のおそれが増大し、貴重な自然的、歴史的及び文化的景観が破壊され、また、稀少野生動植物の生息・生育の場が失われるおそれがあるので、鉱区禁止地域の指定を請求するものである。

#### (2) 手続の概要

公害等調整委員会は、平成20年5月2日、請求内容等の公示（公害等調整委員会公示第1号）を行うとともに、経済産業大臣及び三重県知事に対して意見照会を行った。

### 2 大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求事件

(平成21年(シ)第1号事件)

#### (1) 請求の概要

平成21年7月21日、国土交通大臣から、鉱業法第3条に規定する鉱物全部について、沖縄県国頭郡大宜味村字田港、字押川、字根路銘、字大宜味、字饒波及び同郡東村

字平良地内、451.86ヘクタールの地域を鉱区禁止地域に指定するよう請求があった。

ア 請求地域は、沖縄県国頭郡大宜味村字田港地内の大保川水系大保川に建設中の大保ダム及び貯水池並びにそれらの周辺地域である。

イ 同ダムは、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）及び特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）に基づき建設される、堤高77.5メートル、堤頂長363.3メートルの重力式コンクリートダム形式の本ダムと堤高66.0メートル、堤頂長445.0メートルのロックフィルダム形式の脇ダムからなり、総貯水容量は20,050,000立方メートル、有効貯水容量は19,350,000立方メートルの貯水池により、洪水調節、流水の正常な機能の維持・増進及び新規利水の確保を目的としている。

ウ 請求地域の地形は、本ダム側では、標高100メートル以上の尾根部と勾配20～40度の山腹斜面並びに幅約30メートルの川沿いの低地からなるV字型谷地形と脇ダム側では、標高30～40メートル程度で平坦な逆台形状の浅い谷となっていて全体が丘陵状を呈している。

エ 請求地域の地質は、本ダム側では、中生代白亜紀に属する名護層（千枚岩、緑色岩等）を基盤岩とし、脇ダム側では、基盤岩を覆って新生代第四紀更新世に属する国頭礫層が分布している。

オ 請求地域において、鉱物の掘採が行われるならば、施設の損壊、貯水池の埋没、漏水、水質の汚濁等の原因となり、完成後のダム、貯水池等の保全に支障を与えるおそれがあるので、鉱区禁止地域の指定を請求するものである。

## (2) 手続の概要

公害等調整委員会は、平成21年9月3日、請求内容等の公示（公害等調整委員会公示第2号）を行うとともに、経済産業大臣及び沖縄県知事に対して意見照会を行った。